

## 令和7年度京都市高齢者・障害福祉分野の物価高騰対策支援金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の状況を鑑み、高齢者施設・事業所及び障害者施設・事業所（以下「施設等」という。）が安定的な運営を行えるよう、予算の範囲内で、施設等に物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付するために必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 光熱費支援事業とは、光熱費の高騰による市民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応することを目的に各施設等の定員数に応じて支援金を給付する事業をいう。
- 3 食材費支援事業とは、施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応することを目的に各施設等の定員数に応じて支援金を給付する事業をいう。
- 4 燃料費支援事業とは、燃料費の高騰による市民の生活に必要な障害者施設・事業所（以下「障害者施設等」という。）の維持管理費の増額に対応することを目的として、各障害者施設等のサービスを提供する車両数に応じて燃料費支援金を給付する事業をいう。
- 5 指定等とは、介護保険法、老人福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定、許可及び認可をいう。

### (給付対象施設等)

第3条 支援金の給付対象となる施設等（以下「給付対象施設等」という。）は、次の第1号から第4号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表に定める施設等であり、京都市内に所在してサービスの提供を行っていること
- (2) 令和8年1月1日時点で京都市において指定等を受けていること
- (3) 令和8年1月31日時点で京都市に対し令和7年10月及び11月の両方に各施設等のサービス提供に係る給付の請求又は利用実績の報告があること
- (4) 給付時点において、介護保険法、老人福祉法又は障害者総合支援法等に基づく特別監査等を受けて結果が判明していない状態にないこと

- 2 同一所在地において、介護サービス事業と介護予防サービス事業の両方の指定を受け、いずれもが前項の要件を満たしているときは、介護サービス事業所を給付対象施設等とする。
- 3 同一所在地において、介護サービス事業と介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受け、いずれもが第1項の要件を満たしているときは、介護サービス事業所を給付対象施設等とする。
- 4 第2条第3項に規定する事業にあつては、第1項から第3項の要件等を満たしており、かつ、食事の提供がある施設等を給付対象施設等とする。
- 5 同一所在地において、計画相談支援と障害児相談支援の両方の指定を受け、いずれもが第1項の要件を満たしているときは、計画相談支援を給付対象施設等とする。
- 6 第2条第4項に規定する事業にあつては、第1項の要件を満たしており、かつ、サービスの提供に車両等を使用する施設等を給付対象施設等とする。

(給付額)

第4条 各給付対象事業において、支援金の給付額は、別表に定める施設等の種別に応じた基準額に基づき、算定するものとする。

(給付手続)

第5条 第2条第2項、第3項及び第4項に規定する事業に係る支援金については、市長は、第3条第1項第1号から第4号に該当する給付対象施設等に対し、給付額等を記載した確認書を送付するものとし、給付対象施設等は、それぞれ以下の期日までに市長に対し必要事項に関する届の提出等を行うこととする。

(1) 第2条第2項及び第3項に規定する事業 令和8年3月9日

(2) 第2条第4項に規定する事業 令和8年5月29日

2 第3条第1項第1号から第4号に該当する給付対象施設等のうち支援金の給付を希望しない者は、支援金の給付を辞退することを、それぞれ以下の期日までに届け出るものとする。

(1) 第2条第2項及び第3項に規定する事業 令和8年3月9日

(2) 第2条第4項に規定する事業 令和8年5月29日

(必要事項に関する届の未提出及び不備)

第6条 合理的な理由なく、市長が確認等に努めたうえでも、なおそれぞれ以下の期日までに必要事項に関する届の提出等が行われなかった場合は、支援金の辞退があったものとみなす。

(1) 第2条第2項及び第3項に規定する事業 令和8年3月13日

(2) 第2条第4項に規定する事業 令和8年6月5日

2 必要事項に関する届の提出後に届出に不備等があることが発覚した場合において、市長が確認等に努めたうえでも、なおそれぞれ以下の期日までに補正等が行われなかった場合は、当該支援金の辞退があったものとみなす。

(1) 第2条第2項及び第3項に規定する事業 令和8年3月13日

(2) 第2条第4項に規定する事業 令和8年6月5日

(欠格条項)

第7条 令和7年度中に不正請求等による指定取消処分等の行政処分を受けた施設等に対しては、支援金を給付しない。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の給付を受けた施設等に偽り、その他、不正の行為があったとき、又は、支援金を第2条第2項から第4項に掲げる事業目的以外の目的のために使用したとき、既に給付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、所管部長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年 2月26日から施行する。

## 別表

給付対象事業	給付対象施設等		基準額
	分類	サービス種類（いずれも市内に所在する施設・事業所に限る）	
光熱費支援事業	入所系	<p>&lt;高齢者施設&gt; 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護又は（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）</p> <p>&lt;障害者施設&gt; 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練</p>	定員1人 <sup>(※1)</sup> 当たり 12,000円
	通所系	<p>&lt;高齢者事業所&gt; 通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護又は複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>&lt;障害者事業所&gt; 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、日中一時支援</p>	<p>高齢者事業所 定員1人<sup>(※1)</sup>当たり 4,000円</p> <p>障害者事業所 定員1人<sup>(※1)</sup>当たり 6,000円</p>
	訪問系	<p>&lt;高齢者事業所&gt; 訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護</p> <p>&lt;障害者事業所&gt; 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス</p>	1事業所当たり 42,000円
食料費支援事業	入所系	<p>&lt;高齢者施設&gt; （介護予防）認知症対応型共同生活介護又は（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）</p> <p>&lt;障害者施設&gt; 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練</p>	定員1人 <sup>(※1)</sup> 当たり 18,000円
	通所系	<p>&lt;高齢者事業所&gt; 通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護又は複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>&lt;障害者事業所&gt; 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、日中一時支援</p>	定員1人 <sup>(※1)</sup> 当たり 6,000円

燃料費支援事業	入所系	< 障害者施設 > 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、短期入所(空床型を除く。)、宿泊型自立訓練	自動車1台当たり 18,000円
	通所系	< 障害者事業所 > 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、日中一時支援	自動車1台当たり 18,000円
	訪問系	< 障害者事業所 > 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス	自動車1台当たり 18,000円 自動二輪車及び原動機付き自転車1台当たり 3,000円

※1 令和8年1月1日時点の定員数とする。

(注) 同一所在地において複数サービスの指定を受けている場合の算定について

- ・ 障害者支援施設が実施する通所系サービスについては、施設入所支援の定員を超える定員数に応じて給付する。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援の中で複数の指定を受けているときは、これらを1つの事業所とみなして給付する。
- ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の中で複数の指定を受けているときは、これらを1つの事業所とみなして給付する。
- ・ 療養介護については、京都府が実施する病院・診療所に対する支援金と重複して給付を受けることはできない。
- ・ 燃料費支援事業については、複数の指定を受けた事業所で同一の車両を使用している場合は、1つの事業所とみなして給付する。